

双葉地方原発反対同盟 様

東京電力による原発ひび割れ隠しと点検記録改ざん問題
に関する申し入れ書への御回答

平成14年12月
経済産業省

表記について、次のとおり御回答いたします。

1 .

当省が8月29日に発表した29事案のうち、未修理の設備が原子炉内に残っている11事案については、原子力安全・保安院が、安全上の評価を行い、原子炉の安全に直ちに影響を与えるものではないことを確認したのですが、11事案のうちシュラウド関連については、事業者において、順次点検を行うこととされており、これには当省の検査官が立ち会うこととしております。また、再循環系配管のひび割れが発見された原子炉については、事業者が点検のため停止をしております。刑事告発に関しては、一連の事案について、現在は法令に適合していたり、公訴時効が成立するなどにより、法令上刑事告発を行うことが困難と判断したものです。なお、その後明らかとなった福島第一1号機の格納容器漏えい率検査に係る不正については、1年間の運転停止命令の行政処分を行いました。当該号機のほか、他の東京電力の各原子炉についても、順次停止して漏えい率の再確認を行うよう指示したところです。

2 .

今回の一連の問題は、国民の信頼を大きく損なうものであり、重く受け止めております。

当省としては、まず、徹底した事実解明を進めることが必要と考え、調査を進めその結果を公表してまいりました。また、法令違反が確認されたものについては、原子炉の運転停止処分など厳正な対応を行うこととしております。

一方、こうした事案を認識する端緒となった申告に関する調査過程については、当省自身としても反省すべき点は、多々あると認識しております。当省においては、申告に関する調査手順方法の明確化を図るとともに、外部有識者からなる申告調査委員会を立ち上げるなど、申告事案の処理体制を整備したところです。

また、国民の信頼回復のためには、早急に再発防止策を講じることが必要不可欠であることから、今般、国民の信頼回復及び再発防止のために、従来 of 法制度の問題点を踏まえ、緊急に必要な法的措置を行うべく、事業者による自主検査の法定化、設備にひび割れ等がある場合の設備の健全性評価の義務化などを内容と

する法案を今次臨時国会に提出させて頂いております。

当省としては、以上のような具体的な取組を実施するとともに、立地地域を始めとした国民の皆様説明責任を果たし、原子力安全に対する信頼の回復に努めてまいりたいと考えています。

また、当省においては、原子力を含むエネルギー政策に係る広報活動について、従来の広報活動を改めて広聴・広報活動と位置づけ、一層の努力を行っているところです。

今後の広聴・広報活動にあたっては、原子力やエネルギーに関する情報を一方的に提供するのではなく、まずは立地地域の方々をはじめとする皆様のご意見、ご質問を拝聴し、ご質問に対しては丁寧に回答し、ご意見などを踏まえた適切な情報提供を行っていくことなどを通じて、コミュニケーションの強化を図り、原子力政策に対する理解と信頼感を得るための活動を、一層強化していく所存です。

また、地域担当官事務所は、広聴・広報活動を担う重要な柱の一つとして、今後とも、立地地域の皆様との情報交流や、広報誌「事務所だより」などによる迅速かつ的確な情報提供を通じて、理解促進に向けた活動を展開していきたいと考えております。

3 .

定期検査のため原子炉を停止する際には、国が行う定期検査にあわせて、事業者は様々な設備の保守・点検や改造工事等を行っています。事業者が、これらの様々な保守、点検、改造工事等について、所要日数を短縮する努力を行った場合、安全上の水準が維持されるものであれば、問題になるものではありません。しかし、事業者の実施内容が不適切になるようなことがあれば問題があると考えます。そのような場合には、当省としては、改善するよう厳正に指導してまいります。

4 .

今般の設備健全性基準の導入は、再発防止策を検討した総合資源エネルギー調査会の小委員会において、供用開始後の設備にひび割れ等の不具合が発生した場合の取扱いが必ずしも明確でなかったことが今回の事態が生じた背景の一つであるとの指摘を受けたことから、そうした不具合が発見された場合に、引き続き安全水準を満たしているかどうかを評価することを事業者に義務付けるものです。これは従来から求められている安全性の水準を引き下げるものではありません。

また、原子力発電所の廃止は、安全が確保されることを大前提に、経済性等を考慮して、事業者が決定するものです。なお、原子力発電所については、設備の健全性について国が定期検査等により確認しており、また、事業者は健全性を維持するため、必要あれば機器の補修・交換等を行っています。さらに今後は、事業者自身による検査の実施を電気事業法で義務付けるとともに、その実施体制を

国が審査していくこととしています。こうした取組を通じて、運転が長期化している原子力発電所についても、その安全性の確認を行っていくこととしています。

5 .

シュラウド等の設備にひび割れの徴候がある全ての原子炉については、事業者が順次原子炉を停止して当該設備の点検を行っており、現地の原子力保安検査官も適宜立ち会い、点検が的確に実施されていることを確認しています。原子力安全・保安院は、得られた点検結果を評価し、原因究明等の所要の検討を行うとともに、地元の皆様方に対してもその結果を十分に説明することとしています。

格納容器漏えい率検査に係る不正の事案に関しては、不正があった当該機（福島第一1号機）について、1年間の原子炉停止処分とするほか、東京電力に対し速やかに漏えい率の再確認を行うよう指示しています。漏えい率の再確認にあつ

ては、検査の準備段階から原子力安全・保安院の検査官を派遣して現場に立ち会い、厳正に監視しています。原子力安全・保安院は、東京電力に対し、同社の他の全ての原子炉についても、国の検査官の立ち会いの下、順次漏えい率の再確認を行うよう指示しており、現在事業者はそのための計画を策定しているところであると承知しています。

6 .

エネルギー資源の乏しい我が国は、国内において核燃料サイクルを確立することが将来的なエネルギーセキュリティの確保上極めて重要との認識の下、原子力開発当初から、核燃料サイクルの確立に向け継続して努力を行ってきており、実用規模の施設を安全に運転できる技術、経験を蓄積してきています。

使用済燃料から回収されるウランやプルトニウムをプルサーマルによってリサイクル利用する場合、元の燃料の最大2割から4割程度に相当する新たな燃料を再び加工することができます。さらに、使用済燃料を再処理して、高レベル放射性廃棄物を分離することにより、高レベル放射性廃棄物として処分する量を低減することができます。

使用済燃料を国産資源として活用する核燃料サイクルを実用規模で確立していれば、将来ウラン資源の供給が万一不安定になるようなことがあっても柔軟に対応でき、また、石油や石炭、原子力に変わり得る将来の基幹エネルギーの開発、普及の努力に、より多くの時間的余裕を与られます。すなわち、核燃料サイクルの確立により、将来のエネルギー供給の不確実性というリスクの低減に貢献できます。そのため、プルサーマルを含む核燃料サイクルは、長期的な視点に立って、着実に推進していくことが重要です。

7 .

太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーについては、地球環境問題への対応やエネルギー供給源の多様化を図る観点から、その導入促進に最大限の努力を傾注することが重要と考えております。

他方、新エネルギーは従来型の電源に比べ発電コストが高いという経済性の問題、自然条件によつて出力が左右されやすいという安定性の問題等を抱えており、現状では、新エネルギーの一次エネルギーに占める比率は1%であります。

このため、新エネルギー導入目標として、2010年度に原油換算で1910万k1、一次エネルギー供給の3%程度と設定しており、この目標の実現に向けて、国としては最大限の取組を図っております。

平成15年度概算要求としては、169億円増の1,618億円を計上し、施策の強化を目指しております。また、先の通常国会で成立いただいた「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」については、来年4月の本格的施行に向けた取り組みを現在進めているところであり、本法に基づき、電力分野における新エネルギーの導入拡大に努めてまいり所存であります。

当省としては、今後とも、新エネルギー源ごとの特性や課題に応じて、技術開発や導入に対する支援策の拡充を図るなど、その開発・導入に向けて全力で取り組んでまいります。